

接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度　自　2019年4月1日
至　2020年3月31日

KDDI株式会社

接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度　自　2019年4月1日
至　2020年3月31日

総務大臣殿

2020年6月30日提出

会社名 KDDI株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 高橋 誠

本店の所在の場所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

電話番号 (03) 3347-0077

連絡者 執行役員経営管理本部長 最勝寺 奈苗

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
名称 飯田橋事業所

目 次

	頁
第一部 概要紹介	1
1 報告書の目的	2
2 根拠法令等	2
3 会計処理の基準	2
(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連	2
(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）	2
4 接続会計財務諸表の構成	3
(1) 貸借対照表	3
(2) 損益計算書	3
(3) 個別注記表	3
(4) 役務別固定資産帰属明細表	3
(5) 移動電気通信役務収支表	3
5 計算結果証明報告の紹介	4
6 第3条第1項ただし書の許可事項	4
第二部 計算結果証明報告	5
1 責任範囲	6
2 証明の基準	6
3 計算結果証明	6
第三部 接続会計財務諸表	9
1 貸借対照表	10
2 損益計算書	12
3 個別注記表	13
4 役務別固定資産帰属明細表	24
5 移動電気通信役務収支表	25
第四部 参考情報	27
1 配賦整理書の紹介及び入手方法	28
2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続について 取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額	28
3 特に重要な費用の配賦基準の説明	28
4 用語解説	28
5 その他	29

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号）において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

【参考】

■事業法第 34 条第 6 項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法

(昭和 59 年法律第 86 号)

- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則

(平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「二種接続会計規則」という。)

3 会計処理の基準

(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

また、財務会計においては発生しない移動電気通信役務と移動電気通信役務以外の電気通信役務との取引については、振替によって整理を行っております。

(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

4 接続会計財務諸表の構成

(1) 貸借対照表

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(2) 損益計算書

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(3) 個別注記表

二種接続会計規則第5条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

(4) 役務別固定資産帰属明細表

取得価額

役務の種類毎に整理した設備区分別の取得価額を記載しております。

減価償却累計額

役務の種類毎に整理した設備区分別の減価償却累計額を記載しております。

帳簿価額

役務の種類毎に整理した設備区分別の帳簿価額を記載しております。

(5) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

運用費

役務の種類毎に整理した運用費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

共通費

役務の種類毎に整理した共通費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

試験研究費

役務の種類毎に整理した試験研究費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第11条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しております。

6 第3条第1項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

第二部 計算結果證明報告

- 1 責任範囲**
- 2 証明の基準**
- 3 計算結果証明**

上記について、次の通り会計監査人からの監査報告書を受領しております。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第36期事業年度の計算書類として、接続会計に準拠して会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しております。当社ホームページの事業報告書及び個別注記表をご参照ください。

http://www.kddi.com/corporate/ir/library/jigyo_hokoku/index.html

独立監査人の監査報告書

2020年6月18日

K D D I 株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 山 聰 満 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岩 崎 亮 一 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岩 瀬 哲 朗 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、KDDI株式会社の第36期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表及びそれらの注記（以下「明細表及び収支表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の明細表及び収支表が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「明細表及び収支表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－明細表及び収支表作成の基礎

『明細表の注記事項1.役務別固定資産帰属明細表の作成基準及び注記事項2.電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準、並びに収支表の注記事項1.移動電気通信役務収支表の作成基準及び注記事項2.電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準』に記載されているとおり、明細表及び収支表は、KDDI株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

KDDI株式会社は、上記の明細表及び収支表のほかに、2020年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2020年5月12日に会社法の規定に基づく監査報告書を、2020年6月18日に金融商品取引法の規定に基づく監査報告書を発行している。

明細表及び収支表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して明細表及び

収支表を作成することにある。また、明細表及び収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない明細表及び収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

明細表及び収支表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき明細表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

明細表及び収支表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、明細表及び収支表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から明細表及び収支表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、明細表及び収支表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 明細表及び収支表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として明細表及び収支表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において明細表及び収支表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する明細表及び収支表の注記事項が適切でない場合は、明細表及び収支表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 明細表及び収支表の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠しているかどうかを評価する。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第三部 接続会計財務諸表

1. 貸 借 対 照 表

事業者名 KDDI株式会社

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 额	科 目	金 额
(資産の部)		(負債の部)	
I 固定資産		I 固定負債	(833,995)
A 電気通信事業固定資産		1. 社債	330,000
(1) 有形固定資産		2. 長期借入金	382,000
1. 機械設備	2,517,745	3. リース債務	165
減価償却累計額	1,997,088	4. 退職給付引当金	7,625
2. 空中線設備	834,352	5. ポイント引当金	64,292
減価償却累計額	527,208	6. 完成工事補償引当金	5,098
3. 端末設備	8,250	7. 資産除去債務	27,059
減価償却累計額	6,747	8. 役員株式報酬引当金	2,018
4. 市内線路設備	211,997	9. 従業員株式報酬引当金	3,520
減価償却累計額	180,859	10. その他の固定負債	12,219
5. 市外線路設備	95,464	II 流動負債	(1,027,712)
減価償却累計額	91,226	1. 1年内に期限到来の固定負債	53,000
6. 土木設備	60,743	2. 買掛金	105,253
減価償却累計額	48,613	3. 短期借入金	210,000
7. 海底線設備	47,191	4. リース債務	71
減価償却累計額	43,716	5. 未払金	381,534
8. 建物	377,186	6. 未払費用	4,985
減価償却累計額	246,019	7. 未払法人税等	140,511
9. 構築物	86,668	8. 前受金	16,805
減価償却累計額	67,113	9. 預り金	86,610
10. 機械及び装置	4,548	10. 賞与引当金	17,603
減価償却累計額	4,198	11. 役員賞与引当金	300
11. 車両	2,172	12. 資産除去債務	45
減価償却累計額	1,368	13. 契約損失引当金	9,365
12. 工具、器具及び備品	95,264	14. 災害による損失引当金	1,442
減価償却累計額	74,815	15. その他の流動負債	189
13. 土地		負 債 合 計	1,861,707
14. 建設仮勘定			
(2) 無形固定資産			
1. 海底線使用権			
2. 施設利用権			
3. ソフトウェア			
4. 特許権			
5. 借地権			
6. その他の無形固定資産			
B 附帯事業固定資産			
(1) 有形固定資産	58,291		
減価償却累計額	41,204		
(2) 無形固定資産			

(単位：百万円)

科 目	金 領	科 目	金 領
C 投資その他の資産	(1,728,438)	(純 資 産 の 部)	
1. 投資有価証券	113,595	I 株主資本	(3,805,822)
2. 関係会社株式	1,172,113	1. 資本金	141,852
3. 出資金	63	2. 資本剰余金	(305,676)
4. 関係会社出資金	5,742	資本準備金	305,676
5. 長期貸付金	3	3. 利益剰余金	(3,521,377)
6. 関係会社長期貸付金	53,228	(1) 利益準備金	11,752
7. 長期前払費用	234,313	(2) その他利益剰余金	
8. 繰延税金資産	120,085	固定資産圧縮積立金	677
9. その他の投資及びその他の資産	40,056	特別償却準備金	301
貸倒引当金	△10,758	別途積立金	2,995,634
II 流動資産	(2,181,350)	繰越利益剰余金	513,013
1. 現金及び預金	52,368	4. 自己株式	△163,083
2. 売掛金	1,672,108	II 評価・換算差額等	(13,934)
3. 未収入金	108,890	1. その他有価証券評価差額金	13,934
4. 貯蔵品	56,275	純 資 産 合 計	(3,819,755)
5. 前渡金	6		
6. 前払費用	38,174		
7. 関係会社短期貸付金	230,603		
8. その他の流動資産	37,317		
貸倒引当金	△14,392		
資 産 合 計	5,681,462	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,681,462

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 損 益 計 算 書

事業者名 KDDI 株式会社

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,640,235
(2) 営業費用		
1. 営業費	592,806	
2. 運用費	15	
3. 施設保全費	280,915	
4. 共通費	2,681	
5. 管理費	105,365	
6. 試験研究費	7,331	
7. 減価償却費	370,122	
8. 固定資産除却費	19,336	
9. 通信設備使用料	460,840	
10. 租税公課	44,272	1,883,682
電気通信事業営業利益		756,553
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		1,430,638
(2) 営業費用		1,436,836
附帯事業営業損失		6,198
営業利益		750,355
III 営業外収益		
1. 受取利息	1,850	
2. 受取配当金	45,600	
3. 雑収入	10,685	58,136
IV 営業外費用		
1. 支払利息	1,332	
2. 社債利息	1,951	
3. 為替差損	1,744	
4. 雑支出	3,254	8,281
経常利益		
V 特別利益		800,209
1. 固定資産売却益	—	
2. 投資有価証券売却益	4,201	
3. 関係会社株式売却益	2,960	
4. 工事負担金等受入額	6	7,167
VI 特別損失		
1. 固定資産売却損	174	
2. 減損損失	1,764	
3. 投資有価証券評価損	769	
4. 関係会社株式評価損	7,279	
5. 工事負担金等圧縮額	6	9,991
税引前当期純利益		797,385
法人税、住民税及び事業税		243,141
法人税等調整額		△13,719
当期純利益		567,962

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 個別注記表

事業者名 KDDI 株式会社

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
-----	--

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備	主として定率法
機械設備を除く有形固定資産	定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備	9年
------	----

空中線設備、建物、市内線路設備、工具器具及び備品、構築物、市外線路設備	
	5年～38年

無形固定資産

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付

算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年以内）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年以内）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

ポイント引当金

将来の「au WALLET ポイントプログラム」等ポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

(注) 2020年5月以降、「au WALLET ポイントプログラム」は「au ポイントプログラム」へ名称を変更する予定です。

完成工事補償引当金

引渡しを完了した海底ケーブル建設工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、保証期間の無償補償見積額に基づき計上しております。

役員株式報酬引当金

取締役・執行役員・理事に対する当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

従業員株式報酬引当金

管理職社員に対する当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

災害による損失引当金

2019年に発生した台風15号、台風19号等による被害を受けた資産の復旧等に要する見積額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって処理しております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式	768百万円
(注) 持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電株式会社の当事業年度末における金融機関借入金残高14,033百万円に対して、同社株式を担保に供しております。	

2. 偶発債務

事業所等賃借契約等に対する保証	3,934百万円
-----------------	----------

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	53,228百万円
短期金銭債権	365,477百万円
長期金銭債務	268百万円
短期金銭債務	299,574百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳累計額	15,214百万円
------------------	-----------

5. 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、関係会社との間で資金支援及び余資預りを行っております。当該業務における貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりであります。

貸出極度額の総額	259,959百万円
貸出実行残高	148,519百万円
未実行残高	111,440百万円

なお、上記業務は、関係会社の財政状態と資金繰りを勘案し実行しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	361, 840百万円
関係会社に対する営業費用	560, 040百万円
関係会社に対する営業取引以外の取引高	78, 532百万円

2. 減損損失 1, 764百万円

当事業年度において、当社は主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
通信設備、遊休資産等 (東京他)	主として電気通信事業用	市内線路設備等	1, 764

当事業年度において、通信設備の一部を含む稼働率が低下している資産及び遊休資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 1, 764百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、市内線路設備 892百万円、その他 872百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。時価の算定は売却見込額等によっており、売却や他への転用が困難な資産は0円としております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)
繰延税金資産	
賞与引当金	6,093
貸倒引当金繰入超過額	8,419
ポイント引当額	19,673
未払費用否認額	2,883
減価償却費超過額	35,521
資産除去債務	7,621
固定資産除却損否認額	1,451
棚卸資産評価損否認額	2,777
未払事業税	7,167
減損損失否認額	15,885
前受金否認額	2,828
関係会社株式評価損	19,972
その他	<u>6,581</u>
繰延税金資産合計	136,871
繰延税金負債	
退職給付引当金	△6,908
特別償却準備金	△133
その他有価証券評価差額金	△6,233
資産除去債務に対応する除去費用	△1,760
企業結合における交換利益	△1,455
その他	<u>△298</u>
繰延税金負債合計	△16,786
繰延税金資産の純額	120,085

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入により手当てしております。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。また、借入金に関しては、営業取引に関わる資金を除き、長期借入金（固定金利）で調達しており、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	52,368	52,368	—
(2) 売掛金	1,672,108		
貸倒引当金（※1）	△14,392		
	1,657,716	1,657,716	—
(3) 未収入金	108,890	108,890	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	72,796	72,796	—
(5) 関係会社短期貸付金（※2）	148,519	148,519	—
(6) 関係会社株式	84,596	125,838	41,242
(7) 関係会社長期貸付金（※3）	135,312	135,837	525
資産計	2,260,198	2,301,965	41,767
(8) 買掛金	105,253	105,253	—
(9) 短期借入金	210,000	210,000	—
(10) 未払金	381,534	381,534	—
(11) 未払法人税等	140,511	140,511	—
(12) 預り金	86,610	86,610	—
(13) 社債（※4）	370,000	370,499	499
(14) 長期借入金（※4）	395,000	396,118	1,118
負債計	1,688,908	1,690,525	1,617

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限の到来する固定資産に含まれている関係会社長期貸付金を除いております。

※3. 1年以内に期限の到来する固定資産に含まれている関係会社長期貸付金を含めております。

※4. 1年以内に期限到来の固定負債に含まれている社債及び長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金及び預金、（2）売掛金、（3）未収入金、（5）関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

（4）投資有価証券、（6）関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（7）関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（8）買掛金、（9）短期借入金、（10）未払金、（11）未払法人税等、（12）預り金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

（13）社債、（14）長期借入金

社債時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券 非上場株式等	39,308
関係会社株式 非上場株式等	1,087,517
関係会社出資金	5,742

これらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(持分法損益に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	98,957百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	233,225百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	3,256百万円

(注) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額及び持分法を適用した場合の投資利益の金額は、会社計算規則第120条の規定に基づき、指定国際会計基準に準拠したものです。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	KDDIファイナンシャルサービス株式会社	東京都港区	22,370	クレジットカード事業、決済代行事業	所有間接98.5%	資金の援助役員の兼任	資金の貸付（注1）	△69,503	関係会社 長期貸付金 関係会社 短期貸付金	— 78,298
							利息の受取	239	未収入金	—
子会社	中部テレコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	38,816	中部地方における電気通信事業（固定通信サービス）	所有直接80.5%	資金の援助役員の兼任	資金の借入（注1）	16,191	関係会社 長期借入金 関係会社 短期借入金	— 57,373
							利息の支払	63	未払金	—
子会社	auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区	20,000	金融持株会社	所有直接100.0%	役員の兼任	当社を会社分割元とする事業の吸収分割（注2） 分割資産	129,881	—	—
関連会社	UQコミュニケーションズ株式会社	東京都港区	71,425	ワイヤレスプロードバンドサービス	所有直接32.3%	資金の援助役員の兼任	資金の貸付（注1）	△20,023	関係会社 長期貸付金 関係会社 短期貸付金	— 80,517
							利息の受取	364	未収入金	64

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付・借入については、資金需要の性格に合わせて期間設定し、貸付利率は市場金利を勘案して貸付・借入期間に対応する利率を合理的に決定しております。また、グループ内の効率的な資金運営を目的として行っているため、担保の提供等は受けしておりません。なお、資金の貸付・借入の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。
- (注2) 事業分離については、共通支配下取引であるため適正な簿価にて決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,660円83銭

2. 1株当たり当期純利益 244円75銭

(注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託（以下、信託）が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当事業年度において信託が所有する期末自己株式数および期中平均株式数は、4,270,910株、4,280,925株であります。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

4. 役務別固定資産帰属明細表

事業者名 K D D I 株式会社

事業年度 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

(単位 百万円)

役務の種類	移動電気通信役務						移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計		
	音声伝送役務			データ伝送役務						
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・B WA	その他	小計				
電気通信事業固定資産										
有形固定資産										
機械設備	取得価額	518,017	-	518,017	1,351,963	-	1,351,963	1,869,979	647,766	2,517,745
	減価償却累計額	413,742	-	413,742	1,059,159	-	1,059,159	1,472,901	524,187	1,997,088
	帳簿価額	104,275	-	104,275	292,804	-	292,804	397,079	123,578	520,657
空中線設備	取得価額	259,419	-	259,419	571,163	-	571,163	830,582	3,770	834,352
	減価償却累計額	164,008	-	164,008	359,800	-	359,800	523,807	3,400	527,208
	帳簿価額	95,411	-	95,411	211,363	-	211,363	306,775	370	307,145
端末設備	取得価額	73	-	73	167	-	167	240	8,010	8,250
	減価償却累計額	26	-	26	56	-	56	81	6,666	6,747
	帳簿価額	47	-	47	112	-	112	159	1,344	1,503
市内線路設備	取得価額	6	-	6	13	-	13	19	211,978	211,997
	減価償却累計額	5	-	5	11	-	11	17	180,842	180,859
	帳簿価額	1	-	1	1	-	1	2	31,136	31,138
市外線路設備	取得価額	1,734	-	1,734	3,817	-	3,817	5,551	89,913	95,464
	減価償却累計額	948	-	948	2,075	-	2,075	3,023	88,203	91,226
	帳簿価額	786	-	786	1,742	-	1,742	2,528	1,710	4,238
土木設備	取得価額	207	-	207	457	-	457	664	60,079	60,743
	減価償却累計額	103	-	103	225	-	225	329	48,285	48,613
	帳簿価額	104	-	104	231	-	231	335	11,795	12,130
海底線設備	取得価額	-	-	-	-	-	-	-	47,191	47,191
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	43,716	43,716
	帳簿価額	-	-	-	-	-	-	-	3,475	3,475
建物	取得価額	69,349	-	69,349	152,515	-	152,515	221,864	155,322	377,186
	減価償却累計額	46,533	-	46,533	101,980	-	101,980	148,513	97,506	246,019
	帳簿価額	22,816	-	22,816	50,535	-	50,535	73,351	57,816	131,166
構築物	取得価額	23,791	-	23,791	52,364	-	52,364	76,156	10,513	86,668
	減価償却累計額	18,579	-	18,579	40,818	-	40,818	59,397	7,716	67,113
	帳簿価額	5,213	-	5,213	11,546	-	11,546	16,759	2,796	19,555
機械及び装置	取得価額	566	-	566	1,246	-	1,246	1,811	2,737	4,548
	減価償却累計額	486	-	486	1,068	-	1,068	1,554	2,644	4,198
	帳簿価額	80	-	80	177	-	177	258	93	351
車両及び船舶	取得価額	665	-	665	1,463	-	1,463	2,128	44	2,172
	減価償却累計額	416	-	416	913	-	913	1,329	39	1,368
	帳簿価額	249	-	249	551	-	551	799	5	805
工具、器具及び備品	取得価額	20,197	-	20,197	44,982	-	44,982	65,179	30,085	95,264
	減価償却累計額	15,742	-	15,742	34,942	-	34,942	50,684	24,131	74,815
	帳簿価額	4,455	-	4,455	10,040	-	10,040	14,495	5,954	20,449
土地	取得価額	56,291	-	56,291	123,896	-	123,896	180,187	80,293	260,480
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帳簿価額	56,291	-	56,291	123,896	-	123,896	180,187	80,293	260,480
リース資産	取得価額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帳簿価額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	取得価額	25,482	-	25,482	59,971	-	59,971	85,453	39,395	124,848
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帳簿価額	25,482	-	25,482	59,971	-	59,971	85,453	39,395	124,848
有形固定資産合計	取得価額	975,797	-	975,797	2,364,016	-	2,364,016	3,339,814	1,387,096	4,726,910
	減価償却累計額	660,588	-	660,588	1,601,047	-	1,601,047	2,261,635	1,027,335	3,288,970
	帳簿価額	315,209	-	315,209	762,969	-	762,969	1,078,178	359,761	1,437,940
無形固定資産合計	帳簿価額	70,462	-	70,462	184,400	-	184,400	254,861	32,726	287,588
電気通信事業固定資産合計		385,671	-	385,671	947,369	-	947,369	1,333,040	392,487	1,725,527

注記事項

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日 総務省令第24号）に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準

電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

5. 移動電気通信役務収支表

事業者名 KDDI 株式会社

事業年度 自 2019 年 4 月 1 日
至 2020 年 3 月 31 日

(単位 百万円)

役務の種類		営業収益	営業費用											営業利益	摘要
移動電気通信役務	音声伝送役務 (携帯電話)			営業費	運用費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料	租税公課		
	データ伝送役務 (携帯電話・BWA)	1,401,811	949,454	281,503	-	152,204	1,252	51,149	3,786	207,569	10,429	216,842	24,719	452,356	
	小計	2,158,957	1,473,412	498,641	-	218,961	2,172	88,448	5,943	288,910	14,799	319,157	36,380	685,546	
	移動電気通信役務 以外の電気通信役務	481,278	410,271	94,165	15	61,955	509	16,917	1,387	81,212	4,537	141,683	7,892	71,007	
合計		2,640,235	1,883,682	592,806	15	280,915	2,681	105,365	7,331	370,122	19,336	460,840	44,272	756,553	/

注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成 23 年3月 31 日 総務省令第 24 号)に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準

電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、第二種指定電気通信設備接続会計規則第 8 条において準用する電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第三に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

第四部 參考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

(2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/setsuzoku_kaikei/index.html

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続 に関して取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

その一端が総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 2 項）で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項）で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項）で定めるものであって、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））で指定された次の電気通信設備。

- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 1 号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 1 号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 2 号の伝送路設備
- ・ 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

- ・ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ・ 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

役務の種類

二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ その他（移動電気通信役務のうちデータ伝送役務の中のひとつの役務）